

賃金下限額定め 労働条件改善を

公契約条例考える

旭川市が市の発注事業で働く人の雇用環境を定めるため、2016年に道内で初めて制定した「公契約条例」の運用状況を考える市民集会在20日、旭川勤労者福祉会館で開かれた。弁護士や研究者が賃金目標のない現在の理念条例を「実効

性のある条例へ発展させていくべきだ」と訴えた。

市民団体や旭川弁護士会でつくる実行委が主催し、約100人が参加した。旭川の条例制定にかかわった北海学園大の川村雅則教授は、賃金条項を定めた千葉県野田市の先進的な条例を紹介した上で、旭川の条例について「賃金の下限額を定めるなどして労働条件の改善が図られる仕組みにし

てほしい」と述べた。

市の付属機関で昨年度から条例の運用状況を議論している竹本康志弁護士が検討の状況を報告。市の賃金実態調査が年間30社程度にとどまっていることに触れ、「実態把握ができていない。市は賃金調査の仕組みを整備するべきだ」と指摘した。

公契約条例の意義について話す川村教授



市民集会

成り、

(久保田昌子)